

様式 2 - 4
新旧対照表

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）（案）新旧対照表	
改 正 案	現 行
別表第 1（第 2 条関係） 1 ～ 5 （略） 6 次の(1)から(5)までに掲げる場合には、前各号に掲げる基準のうち、それぞれ(1)から(5)までに定めるものは、適用しない。 (1) （略） (2) 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合 <u>（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する場合を除く。別表第 2 第 1 号(1)において同じ。）</u> 第 4 号(4)、(11)、(15)及び(20) (3) <u>政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合 第 4 号(10)、(11)、(15)、(16)、(17)、(20)及び(21)並びに前号(8)及び(9)</u> (4) （略） (5) （略） 7 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態 で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等 の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以 外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。<u>ただし、従業者が常駐せず全自 動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。別表第 2 第 1 号(1)アにお いて同じ。）</u>をする場合にあっては、第 2 号並びに第 4 号(4)及び(11)から(13)までの 規定にかかわらず、次に定める基準により営業をすることができる。 (1)～(4) （略）	別表第 1（第 2 条関係） 1 ～ 5 （略） 6 次の(1)から(4)までに掲げる場合には、前各号に掲げる基準のうち、それぞれ(1)から(4)までに定めるものは、適用しない。 (1) （略） (2) 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする 場合 第 4 号(4)、(11)、(15)及び(20) （新設） (3) （略） (4) （略） 7 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態 で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等 の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以 外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。別表第 2 第 1 号(1)において同 じ。）をする場合にあっては、第 2 号並びに第 4 号(4)及び(11)から(13)までの規定に かかわらず、次に定める基準により営業をすることができる。 (1)～(4) （略）

8 (略)

別表第2 (第2条関係)

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合に、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

2～30 (略)

8 (略)

別表第2 (第2条関係)

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業 （自動車において調理をする場合に限る。）

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(新設)

2～30 (略)